資料２

芦屋町こども計画　令和7年度実施状況

■各担当課での取り組み事項の評価等　※概要版P4

＜基本目標1＞全てのこどもが持つ権利の保障

【施策1】こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進

【評価】A ・・・ 概ね目標を達成できた　B ・・・ やや不十分であった C ・・・ 不十分であった　D ・・・ 未着手である

No.	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
1	1	継続	こどもの権利の周知	「こども基本法」「子どもの権利条約」について、広報あしや等を通じて、こども自身への周知とともに町民への周知を図ります。	健康・こども課（こども家庭センター）	実施	児童虐待防止推進月間(11月)に合わせて、広報あしやにこどもの権利の記事を掲載した。	A	
2	2	継続	人権啓発活動の実施	「第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき人権講演会や人権まつりなどの事業を実施します。	生涯学習課（社会教育係）	実施	人権・同和教育などに対する正しい認識と理解を深め、自らの課題とすることで、意識高揚を図るため、7月に人権講演会、12月に人権まつりを実施した。人権まつりでは、児童生徒が人権をテーマに作成した作品（絵、標語）を展示した。 また、こどもをテーマとした人権啓発記事を広報紙に掲載した。	A	人権まつりの来場者数はおおむね維持しているものの、参加者層が固定化している傾向にあるため、人権まつりの広報手法の工夫などの検討し実施する。
3	3	継続	支援者に対する人権教育の推進	町内の幼児教育・保育従事者、教職員等に対し、人権教育・研修への積極的な参加を働きかけ、人権意識の向上を図ります。	健康・こども課（子育て支援係）	実施	該当するメニューについて、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、学童クラブに対し、人権教育・研修の案内を行い、参加を促した。	A	

【施策2】こどもの意見の尊重と対話の促進

No.	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
4	1	新規	こどもの参画の推進	対話やアンケート調査などで意見を聴取する機会を設けます。	健康・こども課（子育て支援係）	実施	・学童クラブアンケートの実施…毎年行う保護者向けアンケート調査に児童向けの設問を追加し、意見聴取の機会を設けた。 ・中学生アンケートの実施…未来の芦屋町を担う中学生のまちづくりに関する意見を把握するために、アンケート調査を実施した。	A	庁内に「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を周知し、取組に対する意識づけに努める。

芦屋町こども計画　令和7年度実施状況

■各担当課での取り組み事項の評価等　※概要版P4、5

＜基本目標2＞こども・若者への切れ目のない支援

(1)こどもの誕生前から幼児期まで

【施策1】妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

【評価】A ・・・ 概ね目標を達成できた　B ・・・ やや不十分であった C ・・・ 不十分であった　D ・・・ 未着手である

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
5	1	継続	妊婦等包括相談支援事業の実施	妊娠届出時や赤ちゃん訪問等で面談を実施し、妊娠届出時から出産後まで、切れ目のない相談支援を行います。また、支援が必要な家庭には、訪問や電話でのフォロー等を行い、継続して支援を実施します。	健康・こども課（こども家庭センター）	一部実施	・母子手帳交付時に母と保健師が面談した。(71件) ・妊娠5か月に体調伺いの電話を保健師が実施し、必要であれば、管理栄養士による栄養指導に繋げた。(延べ70件) ・妊娠8か月に妊娠中の生活等に関するアンケートを実施し、希望者には面談を実施した。(アンケート:62件)	A	妊娠中という限られた期間で信頼関係を築くことは難しいが、引き続き、母子手帳交付時の対面での面談、妊娠中の体調伺いの電話や面談を実施し、不安等を話しやすい環境づくりに努める。
6	2	継続	妊婦健診結果を活用した相談支援	妊婦健康診査の結果等を継続的に把握し、関係機関と連携して妊産婦等への相談・助言を行います。	健康・こども課（こども家庭センター）	実施	・妊娠途中での転出入者を除く妊婦健康診査の受診率(妊婦健康診査補助券利用回数を14回中10回以上とする)は、100%であった。 ・健診結果等を基に必要に応じて産婦人科と連携し、妊産婦・乳幼児等を支援した。	A	健康診査結果を把握し、受診が継続されていない、検査値に異常がある等の場合は、必要に応じて産婦人科と連携し妊産婦等への支援を行う。
7	3	新規	里帰り出産を行う妊産婦への支援	里帰り出産を行う妊産婦に対して、切れ目のない支援の提供が図られるように、関係機関との情報連携に努めます。	健康・こども課（こども家庭センター）	実施	里帰り中に子育てに不安を抱える産婦に対して、里帰り先市町村での訪問を依頼する等して、関係機関との連携をはかった。	A	里帰り先でも支援が必要な妊産婦に対しては、里帰り先市町村と情報連携を行い支援を行う。
8	4	継続	こども家庭センター(母子保健機能)による相談支援	母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行います。	健康・こども課（こども家庭センター）	実施	・訪問や乳幼児健診等を通して、親の育児不安や養育状況の把握、相談しやすい関係づくりの構築を行うことで、虐待の発生予防・早期発見を行った。 ・訪問や健診等で把握した情報について、こども家庭センターで連携を図りながら、早期に対応した。 ・乳幼児健康診査未受診者には保健師が訪問等を行い、養育状況の把握を行った。	A	
9	5	継続	ハロー！Baby教室の開催	助産師・保健師・管理栄養士による出産準備教育「ハロー！Baby教室」を開催し、出産・子育てに関する悩みや不安の軽減を図ります。	健康・こども課（こども家庭センター）	実施	・年3回実施し、計11組(20人)の参加があった。 ・助産師や保健師、管理栄養士が出産準備について講話や実技指導を行い、出産・子育てに関する悩みや不安の軽減を図った。	A	
10	6	継続	産後ケア事業の実施	産後1年未満の母子に対して、助産院等への宿泊や通所による心と体の休息、育児や授乳に関する相談・指導等の支援を行います。	健康・こども課（こども家庭センター）	実施	・産後ケア事業について、ホームページ掲載のほか、母子健康手帳交付・赤ちゃん訪問・0歳児健康診査の際に周知を行った。 ・宿泊型6件、デイサービス型36件、居宅訪問型2件の利用があった。	A	・利用可能な施設が増えるなど、事業内容が変更となることも多いため、引き続き、事業の周知を進め、支援が必要な対象者の利用を促進する。 ・利用者のアンケートをもとに、事業の検証を行い改善に努める。
11	7	継続	乳幼児健診、歯科相談の実施	乳幼児健診(4か月、10か月、1歳6か月、3歳)、歯科相談(2歳児)の実施と受診勧奨の徹底により、保健師等による適切な指導や相談しやすい関係づくりに努めます。	健康・こども課（こども家庭センター）	実施	・乳幼児健康診査、2歳児歯科相談の受診勧奨を行った。 ・受診時には、保健指導を行い、継続支援が必要な対象者には、訪問・電話でのフォローを継続して、相談しやすい関係づくりを構築した。	A	
12	8	継続	就学時健診の実施	就学時健診を実施し、就学に備えた健康状態や生活状況の把握に努めます。	学校教育課（学校教育係）	実施	次年度小学校就学児を対象に健康診断を実施し、就学に備えた健康状態や生活状況の把握に努めた。	A	

13	9	継続	予防接種の周知	必要な予防接種は、健康診査や窓口での面談、各種教室等の際に個別に案内し、また、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校を通じてチラシを配布する等により接種を周知します。	健康・こども課 (こども家庭センター)	実施	・広報折込チラシの健康カレンダーやホームページにて周知を行った。 ・乳幼児健康診査・就学児健康診査にて、予防接種履歴を確認し、勧奨を実施した。 ・必要な予防接種は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校を通じてチラシ配布を実施した。	A	予防接種に関する法改正等に注意し、引き続き、個別周知やチラシ配布等により、接種漏れ防止に努める。
14	10	新規	妊婦のための支援給付の実施	出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担を軽減するため、妊婦のための支援給付を実施します。	健康・こども課 (こども家庭センター)	実施	子ども・子育て支援法で定められている、妊婦のための支援給付金(妊娠届出時)を68人、妊婦のための支援給付金(胎児の数の届出時)を63人に給付した。	A	母子手帳交付時と赤ちゃん訪問時に周知し、引き続き対象者全員に給付できるように努める。

【施策2】幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
15	1	継続	子育て支援サービスの実施	延長保育事業、病児・病後児保育事業等、多様な子育て支援サービスの実施と利用しやすさの向上に努めます。	健康・こども課 (子育て支援係)	実施	各事業は町ホームページのほか、必要に応じて窓口案内を行った。 【延長保育、一時預かり、子育て短期支援、学童クラブ】 ・利用希望者に対して不足なくサービス提供が行われた。 【病児・病後児保育事業】 ・遠賀郡(芦屋町・遠賀町・岡垣町・水巻町)及び中間市の共同で、おんが病院にて実施した。(利用者数:5人)	A	
16	2	新規	こども誰でも通園制度の実施	3歳未満で保育所等に通っていないこどもに対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援を進めます。	健康・こども課 (子育て支援係)	実施	令和8年度からの実施に向け、認可条例及び確認条例の制定、利用者の受付体制の整備等を行った。	A	町ホームページ掲載のほか、必要に応じて窓口での案内を行い、支援を必要とする保護者へ適切なサービス提供ができるよう努める。
17	3	新規	幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続の推進	遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼保小連絡会の充実を図り、幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続を推進します。	健康・こども課 (子育て支援係) 学校教育課 (学校教育係)	実施	(子育て支援係) ・町内の私立保育所、幼稚園、認定こども園で実施する小学校との取組に対して、運営費の小学校接続加算認定を行った。 (学校教育係) ・保幼小連絡会を2回開催した。1学期は、保育園・幼稚園の教員が小学校1年生の授業参観をし、幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続のための取組についての協議やこどもの様子の情報共有を行った。3学期は、小学校の教員が保育園・幼稚園を訪問し、入学予定のこどもの参観と情報共有を行った。	B	(学校教育係) 小学校教員による保育園・幼稚園への訪問は全園を対象として実施されている一方で、保育所・幼稚園の教員による小学校の授業参観は、年間で1校のみの実施となっている。そのため、3校すべてを参観できるように日程を工夫するとともに、幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続を図るための取組について、協議内容の一層の充実を図る必要がある。
18	4	継続	乳幼児における食育の推進	乳幼児の離乳食・幼児食の時期から親子の正しい食生活を身に付け、豊かな食生活を送るため、離乳食相談や乳幼児食教室「ぱくぱく料理教室」を実施します。	健康・こども課 (こども家庭センター)	実施	・年4回実施し、計15組の参加があった。 ・参加者には正しい食生活を身に付けてもらえるよう調理実習を行いながら離乳食・幼児食づくりを行った。	A	様々な情報が溢れており、離乳食の進め方に不安がある保護者も多く、調理実習を通して正しい情報を伝えていく。
19	5	継続	英語教育の推進	保育所(園)、幼稚園、認定こども園において、幼児期からの英会話教育を推進します。	健康・こども課 (子育て支援係)	実施	町内の私立保育所、幼稚園、認定こども園で実施する英会話教室の事業費に対して補助金を交付した。(交付額:2,117,100円)	A	
20	6	継続	障がい児保育の推進	保育所(園)、認定こども園において、保育士等の加配を支援し、障がい児保育を推進します。	健康・こども課 (子育て支援係)	実施	障がい児に対する職員の加配について補助金を交付した。(交付額:5,661,000円)	A	

21	7	継続	教育・保育施設の整備の支援	幼児教育・保育の環境を充実させるため、保育所(園)、幼稚園、認定こども園の運営や施設・設備の整備を支援します。	健康・こども課 (子育て支援係)	実施	整備事業費の一部を補助金として交付した。 (交付内容) ・緑ヶ丘保育園厨房ドア改修工事　836,000円 ・山鹿保育所機械室等改修工事　13,807,734円 ・芦屋中央幼稚園防犯カメラ及び電気錠設置工事　1,350,000円 ・芦屋中央幼稚園遊具設置工事　7,925,500円 ・愛生幼稚園内部改修工事　2,871,000円	A	
22	8	継続	地域子育て支援拠点事業の実施	子育て支援センター「たんぽぽ」において、子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行います。	健康・こども課 (こども家庭センター)	実施	子育て支援センターで、センター職員のほか保健師による育児相談、管理栄養士による栄養相談等の相談事業を実施した。また、月2回の日曜開所を行った。	A	適切に相談支援ができる体制づくりに努める。
23	9	継続	子育てに関する情報提供の充実	広報あしやや町ホームページ等を活用し、子育てに関する情報提供の充実を図ります。	健康・こども課 (子育て支援係)	実施	広報あしやや町ホームページで保育所等や子育て支援事業のお知らせを随時行った。	A	

(2)学童期・思春期
【施策1】こどもの生きる力の育成

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
24	1	継続	学校における道徳教育の推進	自己の生き方を考え、主体的に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育を推進します。	学校教育課 (学校教育係)	実施	小中学校共に、毎週1時間、道徳の時間において教科書教材を用いて、児童生徒の道徳性の育成を図った。また、各校において教員の道徳の指導力を高める研修会も実施した。	A	児童生徒の実態に応じ、指導する内容項目の重点化を図ることが必要である。
25	2	継続	ICTを活用した教育の推進	ICTの活用により、こどもたちの学習への興味・関心を高め、わかりやすい授業の実施に努めます。また、児童生徒用タブレットの持ち帰り学習を進めていきます。	学校教育課 (学校教育係)	実施	こども一人ひとりの能力や特性に応じた一人学びと、こども同士が教え合い学び合う協働学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んだ。また、日々の授業の中でICTを活用し、わかりやすい授業の実施に努めた。	A	授業場面において、児童生徒の思考を深めたり、知識・技能を身につけさせたりするためのICTの効果的な活用の在り方を明確にすることが必要である。
26	3	新規	地域のスポーツ・文化芸術活動の推進	将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるように、地域におけるスポーツ活動や文化芸術活動を推進します。	生涯学習課 (社会教育係) (公民館・文化係)	実施	(社会教育係) ・小学生を対象とした「キッズスポーツフェスタ」、体育協会などと連携した各種スポーツ大会の実施のほか、「障がい者レクスポ」や「スポーツふれあいフェスタ」を開催した。 ・社会体育施設を安全に利用してもらうため、維持管理に努め、必要に応じた補修や備品の更新などを行った。 (公民館・文化係) ・小中学生が文化芸術に親しむ機会として、ギャラリーあしやにおいて小中学生を対象とした「芸術家のたまご展」を開催し、作品展示を行った。	A	(社会教育係) 町体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員や関係課などとの連携を図る必要がある。 社会体育施設を安全・安心に利用できる環境を維持していくため、「生涯学習施設個別施設計画」に基づく計画的な改修を実施していく。 (公民館・文化係) 来場者、出品者ともにに評価が高く、継続的な取り組みが有効であると考えているため、今後も継続する。
27	4	新規	体力向上の取組の推進	保健体育の授業を充実するとともに、休み時間等を活用し、たくましく生きるための体力の向上に取り組みます。	学校教育課 (学校教育係)	実施	体育科・保健体育科の授業においては、どのこも進んで取り組むことのできる場づくりや学習展開に工夫による授業を実施した。また、「体力アップ週間」等を設け、定期的に外遊び等による日常的な体力向上にも努めた。	A	体力向上に係る日常的な取組の個人差が大きいため、個の実態に応じた支援が求められる。
28	5	新規	学校保健の充実	薬物乱用防止、心の健康に関する指導など学習指導要領に基づく保健教育や健康相談、保健指導等の充実を図ります。	学校教育課 (学校教育係)	実施	保健の学習を通じて、薬物乱用防止、心の健康に関する指導を行った。特に、薬物乱用防止については、学校薬剤師等を講師として招聘し、より専門的な立場からの学習も行った。	A	児童生徒の心の健康に関する内容については、ストレスマネジメントに関する指導を充実させ、不登校傾向・不登校児童生徒を生まないようにする必要がある。

29	6	継続	基本的生活習慣の育成	健康な生活習慣を確立するため、小中学校において「休養・栄養・運動」を中心とした学習を推進します。	学校教育課 （学校教育係）	実施	小中学校において、「運動と健康」「食生活と健康」「休養・睡眠と健康」について保健の学習を通じてその必要性を学んだ。また、学んだことを日常生活で実践できるよう、定期的に早寝・早起き等を確認させる「がんばり週間」等を実施した。	A	児童生徒の家庭環境の状況によって、健康な生活習慣の確立が困難な状況も見られるため、関係機関等との連携が必要である。
30	7	継続	学校における食育の推進	「残食ゼロ」や「弁当の日」等の取り組みを通して、健康な体の基盤となる食育を推進します。	学校教育課 （学校教育係）	実施	小中学校で年3回「弁当の日」の取り組みを行い、食事をつくる楽しさや食生活に関わる人や物などに対する感謝の心を育てることに努めた。また、栄養教諭等を活用し、食育に関する授業を実施することで、食材と栄養素等との関係の理解の促進も図った。	A	今後も弁当の日を継続していくが、家庭環境などにも配慮しながら進めていく。
31	8	新規	放課後塾の開催	児童生徒が学校で学んだ内容を復習し、理解を深めることができるよう、放課後に補習塾を開催し、基礎学力の定着と学習意欲の向上を図ります。	学校教育課 （学校教育係）	実施	基礎学力の定着と学習意欲の向上を目指し、民間塾に委託を行い、算数・数学の放課後塾を開催した。 小学生；回数：10回、参加者数：22人、中学生；回数：20回、参加者数：52人	A	中学生については、後半に欠席が増える傾向があるため、事業者と協力しながら対応を進める必要がある。
32	9	新規	主権者教育の推進	発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を行い、こどもが主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力を育てます。	学校教育課 （学校教育係）	実施	小学校社会科では、第6学年で国民主権や政治の仕組みなどを自分たちの生活と結び付けて学習した。中学校社会科公民的分野では、民主主義の仕組みや選挙の意義などについて、現代社会の課題と関連付けて学習した。	A	政治の仕組みや選挙の意義などについて制度として学ぶに留まり、自分事として捉え、身近な生活に生かすことができるようにすることが課題である。
33	10	新規	消費者教育の推進	自立した消費者として適切な意志決定を行い、責任ある消費行動をとることができるよう、発達段階に応じた消費者教育を推進します。	学校教育課 （学校教育係）	実施	家庭科の学習を通して、小学校では「消費者の役割と買い物の仕組み」等の学習を、中学校では「消費者の権利と責任」、「消費者被害の背景や売買計画の成立と解除」等の学習を通じて、消費者教育を実施した。	A	児童生徒間の金銭感覚・消費経験の格差を踏まえた指導の工夫、他教科との関連的な指導、専門家を活用した指導等により、消費者教育の更なる充実を図ることが課題である。
34	11	新規	ライフデザインに関する教育の推進	発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生活設計ができるように指導を行い、家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育てます。	学校教育課 （学校教育係）	実施	家庭科の学習を通して、小学校では、「1日の過ごし方」、「お小遣いの使い方」等、日常的な生活計画や管理の学習を、中学校では、乳幼児期・青年期・高齢期のライフステージの特徴や課題等の学習を通して、自立した生活者としての基礎を学ばせた。	A	自立した生活者となるための素地を育成する際、自分事として捉えさせるために、体験活動を位置付けた指導等の工夫が必要である。
35	12	新規	キャリア教育の充実	こどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ります。	学校教育課 （学校教育係）	実施	小学校では、現在や将来の学習と自己実現のつながりを考える学習を通して学ぶことの意義を理解し、主体的に取り組む姿が見られた。中学校では、様々な職業に携わる人を招き、「仕事のやりがい」や「働くよろこび」について対話する「みらいふ」を実施し、固定的な性別役割分担にとらわれることなく個人の適性や希望を重視した職業選択などの職業観を育成することができた。	A	小中学校それぞれの学校段階で、キャリア教育を通じて育成する資質・能力に関する共通理解を図って指導を充実することが必要である。
36	13	継続	青少年体験事業の推進	次代を担う青少年リーダーの育成を図るため、あしやハンズ・オン・キッズや佐野市青少年交流事業、りーどぼらんていあキッズ事業等の体験活動を取り入れた多様な青少年体験事業を推進します。	生涯学習課 （社会教育係）	実施	協調性や主体性を育み、規範意識やリーダーとしての資質向上を図るため、あしやハンズ・オン・キッズ事業を実施した。 茶の湯釜の産地として歴史的に共有の文化をもつ栃木県佐野市（天明釜）との交流を深めるため、佐野市青少年交流事業を実施した。 ボランティア活動を通じてこどもたちの社会力向上を図るため、りーどぼらんていあキッズ事業を実施した。	A	3事業とも児童等へのアンケートにおいて、年間を通した事業について満足しているとの意見を受けることができた。今後も、魅力のある事業を計画し、研修生の参加意欲を図っていく。 佐野市青少年交流事業について、参加申し込みが定員割れを起こしているため、参加者数を確保できるように啓発を行っていく。

【施策2】居場所づくりの推進

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
37	1	継続	施設の開放	放課後や休日の居場所となるよう、各校区の公民館の図書館や児童室、サロンを開放します。	生涯学習課（公民館・文化係）	実施	中央公民館内にある図書館及び住民サロン、東公民館の図書室、山鹿公民館の児童室を開放した。	A	
38	2	新規	子ども食堂支援事業の実施	こどもの居場所づくりと健全な育成を図ることを目的として、こどもやその保護者に対し、無償または低額で食事の提供を行う子ども食堂を運営する団体に対して補助を行います。	健康・こども課（こども家庭センター）	実施	・子ども食堂の申請に応じて補助金を交付。 ・子ども食堂開催時に、支援が必要なこども等を発見した場合は子ども食堂から、こども家庭センターに報告するように伝えた。	A	子ども食堂の代表者と連携し、支援が必要なこども等の情報収集及び子ども食堂に食事等支援事業の情報提供に努める。
39	3	継続	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施	就労などで保護者が日中家庭にいない児童を対象として、楽しい遊びや話し合い、学習などの諸活動を経験できる居場所を提供します。	健康・こども課（子育て支援係）	実施	町内3小学校区で学童クラブの適切な運営体制を維持し、児童の受入れを実施した。 令和7年度登録者数（5月1日時点） 芦屋小学校学童クラブ：62人、芦屋東小学校学童クラブ：41人、山鹿小学校学童クラブ：119人	A	

【施策3】小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
40	1	継続	小児医療の提供の確保	関係機関と連携して小児医療の提供を確保します。また、広報あしやや町ホームページ等を活用し、医療機関情報やこどもの急病時の対応について、情報提供に努めます。	健康・こども課（こども家庭センター）	実施	医師会等と連携し、広報あしやや町ホームページにて小児における休日急病時の医療機関情報の周知を行った。	A	
41	2	継続	予防接種の周知（再掲）	必要な予防接種は、健康診査や窓口での面談、各種教室等の際に個別に案内し、また、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校を通じてチラシを配布する等により接種を勧奨します。	健康・こども課（こども家庭センター）	実施	・広報折込チラシの健康カレンダーやホームページにて周知を行った。 ・乳幼児健康診査・就学児健康診査にて、予防接種履歴を確認し、勧奨を実施した。 ・必要な予防接種は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校を通じてチラシ配布を実施した。	A	予防接種に関する法改正等に注意し、引き続き、個別周知やチラシ配布等により、接種漏れ防止に努める。
42	3	新規	性と健康に関する教育の推進	こどもが性や性感染症予防に関する正しい知識を持てるよう、学校教育を中心に学習内容の充実を図ります。	学校教育課（学校教育係）	実施	年間指導計画に沿って、保健の時間に発達段階に応じて指導した。指導にあたっては、思春期や体の変化など、正しい知識を身に付ける指導を重視した。外部講師を活用し専門的な知識を学ぶ機会を設けた。	A	自分や他者を大切にする態度の育成を重視する指導の充実を図ることが求められる。
43	4	継続	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	スクールソーシャルワーカーを配置し、小中学校の児童生徒一人一人の心理面のケアや家庭の相談支援を行います。	学校教育課（学校教育係）	実施	町雇用のスクールソーシャルワーカーを1人配置し、学校での相談活動や家庭訪問を通して、福祉的視点から多様な支援方法を用いて問題解決を図った。	A	こどもの悩みや保護者の問題は多様化しており、スクールソーシャルワーカーによる相談支援を必要とする家庭は今後さらに増加すると予想される。4校の実態を踏まえ、適正な配置を進めていく必要がある。

（3）青年期

【施策1】高等教育の就学支援

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
44	1	継続	高校生等の通学費の補助	高校生等が公共交通機関を利用して通学する場合に、定期券購入額の半額を補助します。また、公共交通機関を利用しない場合でも、その他通学に係る負担軽減を目的に年間2万円を補助します。	学校教育課（学校教育係）	実施	通学に係る負担軽減を目的に、定期券半額補助については537件。2万円補助については、74件の補助を行った。	A	

【施策2】経済的基盤や生活の安定のための取り組みの推進

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
45	1	新規	新たな事業の創出の支援	新たな事業の創出を支援するため、新たに創業する人に対し、芦屋町創業促進支援事業補助金を交付します。	産業観光課（商工観光係）	実施	新たに創業する人に対し、芦屋町創業促進支援事業補助金を交付することで、新たな事業の創出支援に取り組んだ。（交付件数：4件）	A	当該補助金により創業した事業の継続性に課題がある。引き続き、芦屋町商工会と協力し、新たな創業者の状況に合わせた助言等に取り組む必要がある。
46	2	新規	生活に困っている若者の就学、就労、生活についての相談支援	生活に困っている若者の就学の継続、就労、生活の維持などについて相談を受け、情報提供を行うとともに、関係機関と連携して必要な支援につなげます。	福祉課（障がい者・生活支援係）	実施	生活に困っている若者に対し、困りごと相談室（福岡県自立相談支援事務所）と連携して必要な支援につなげることができた。	A	生活に困っている若者への相談支援に関する制度の周知や関係機関との連携により、適切な機関へ繋がるよう支援していくことが必要である。

【施策3】結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
47	1	新規	出会いの場の創出	結婚を望む人たちに出会いの場を提供し、出会い・結婚を支援します。また、福岡県及び近隣自治体と連携し、若者の出会いの場づくりを推進します。	健康・こども課（子育て支援係）	実施	福岡県結婚新生活支援事業市町村連携事業として、県及び遠賀郡4町で連携し、婚活イベントを1回開催した。	A	
48	2	新規	新婚世帯の定住支援	新婚世帯の定住を促進するため、民間賃貸住宅に住む新婚世帯に対し、新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金（商工会発行の商品券）を交付します。	環境住宅課（住宅係）	実施	新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金について、新規5件、継続14件、合計19世帯に対して補助金の交付を行った。	A	令和7年度まで窓口のみの申請となっていたが、申請者の利便性向上のため、令和8年度から継続申請に関しては電子申請を導入する。

芦屋町こども計画　令和7年度実施状況

■各担当課での取り組み事項の評価等　※概要版P6、7

＜基本目標3＞全てのこども･若者の可能性を引き出す支援

【施策1】妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健･医療の確保

【評価】A ･･･ 概ね目標を達成できた　B ･･･ やや不十分であった　C ･･･ 不十分であった　D ･･･ 未着手である

	取組番号	新規･継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
49	1	継続	こども家庭センター(児童福祉機能)による相談支援	こども家庭センターにおいて、学校や医療機関、関係機関と連携して個々の家庭の状況等に応じた対応を行い、対象家庭にはサポートプランを作成し支援します。	健康･こども課（こども家庭センター）	実施	関係機関と連携し相談支援強化を図った。また、研修に参加し相談対応の技術向上を図った。	A	
50	2	新規	家庭支援事業の推進	子育ての負担を軽減し、子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業を実施します。	健康･こども課（こども家庭センター）	実施	子育て短期支援事業(64件)、一時預かり事業(93件)、養育支援訪問事業(11件)、子育て世帯訪問支援事業(50件)を実施した。	A	
51	3	継続	児童虐待防止の普及啓発	広報あしやや町ホームページ、チラシ･ポスター等で児童虐待防止のための啓発を行うとともに、相談窓口と児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」について周知を図ります。	健康･こども課（こども家庭センター）	実施	広報あしやで児童虐待防止等の記事を掲載した。ポスターやチラシを学校等へ配付した。	A	
52	4	継続	児童虐待防止対策の推進	児童虐待を発見しやすい立場にある保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校等の職員に対する児童虐待防止研修の実施や研修機会の情報提供に努めます。	健康･こども課（こども家庭センター）	実施	学校等に対し、該当するメニューの情報提供を行った。	A	保育所、幼稚園等からの希望があれば出前講座を実施する。
53	5	継続	要保護児童等に対する支援	芦屋町要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の支援内容に関する協議を行うとともに、関係機関との情報共有や連携を密にし、こどもの安全の確保を図ります。	健康･こども課（こども家庭センター）	実施	年3回実務者会議を開催し、関係機関との情報共有を行い、連携した対応を行った。	A	
54	6	継続	DV被害者支援	DV被害家庭について、福岡県女性相談所、保健福祉環境事務所家庭児童相談室と連携し、情報の共有を行い、必要な支援につなげます。また、相談に対応できるよう、職員が研修等に参加し資質向上に努めます。	福祉課（障がい者･生活支援係）	実施	･DV被害者からの相談に対し、宗像･遠賀保健福祉環境事務所等の関係機関と連携し、必要な支援につなげることができた。 ･困難な問題を抱える女性等調整会議(宗像･遠賀地域ブロック会議)に出席し、関係機関との情報共有及び意見交換を行い、職員の資質向上に努めた。	A	

【施策2】こどもの貧困対策、ひとり親家庭等への支援

	取組番号	新規･継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
55	1	継続	保育料の軽減	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼児教育･保育無償化の対象外となるこどもに対し、国の基準を下回る保育料を継続します。	健康･こども課（子育て支援係）	実施	令和7年4月から、第2子以降の保育料を無償化するとともに、第1子の保育料の軽減幅を拡大した。	A	
56	2	継続	就学援助制度の実施	経済的な理由で町内の小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に学校で必要な就学費の援助を行います。	学校教育課（学校教育係）	実施	就学援助制度について、広報あしやや町ホームページで周知すると共に、入学説明会等で制度の説明を行い、必要な家庭に対して学用品や給食費、修学旅行費等の援助を行った。	A	必要な家庭に支援ができるように、制度の周知を行っていく。
57	3	継続	児童扶養手当の支給	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童がいる家庭(ひとり親家庭)の生活の安定を図り、自立を促進することを目的として、手当を支給します(認定･支給は福岡県)。	健康･こども課（子育て支援係）	実施	対象世帯からの申請受付など、必要な事務処理を行った。(受給者数:171人(支給停止中含む))	A	

58	4	継続	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のない児童が、医療機関で診療を受けた場合、保険適用の診療について自己負担の一部を助成します。	住民課 （保険年金係）	実施	母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のない児童が、医療機関で診療を受けた場合、保険適用の診療について自己負担の全部又は一部を助成した。 R7実績：11,281,464円（347人）	A	
59	5	新規	子ども食堂支援事業の実施（再掲）	こどもの居場所づくりと健全な育成を図ることを目的として、こどもやその保護者に対し、無償または低額で食事の提供を行う子ども食堂を運営する団体に対して補助を行います。	健康・こども課 （こども家庭センター）	実施	・子ども食堂の申請に応じて補助金を交付。 ・子ども食堂開催時に、支援が必要なこども等を発見した場合は子ども食堂から、こども家庭センターに報告するように伝えた。	A	子ども食堂の代表者と連携し、支援が必要なこども等の情報収集及び子ども食堂に食事等支援事業の情報提供に努める。

【施策3】障がいのあるこどもへの支援

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
60	1	継続	ほほえみ相談の実施	小児専門の臨床心理士が、こどものことばや心の成長発達に関する相談に応じます。	健康・こども課 （こども家庭センター）	実施	・障がいの早期発見のため、臨床心理士による発達相談（ほほえみ相談）を実施した。（実人員47人、延人員67人） ・巡回相談（すくすく発達相談）に同席するなど、随時関係機関と連携し、発達支援を行った。	A	・今後も発達相談を実施して、障がいの早期発見・早期支援を行う。 ・相談を継続している対象児童については、必要なときに児童発達支援等のサービスに繋げることができるよう、相談の継続を行う。 ・関係機関と連携し、情報を共有することで、効率的に支援を行う。
61	2	継続	すくすく発達相談の実施	幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続を行うため、専門家が幼稚園、保育所等を巡回し、保護者等に対する相談支援を行います。	健康・こども課 （子育て支援係） 学校教育課 （学校教育係）	実施	（学校教育係） 保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談を各保育園・幼稚園年3回ずつの合計18回実施し、臨床心理士等の専門家から助言を受け、支援につなぐことができた。	A	（学校教育係） すくすく発達相談が午前中に実施されているため、保護者面談や職員研修での活用が少ないので、実施時間帯を工夫する必要がある。
62	3	継続	巡回相談・指導の実施	小中学校に対し、臨床心理士等の専門家による巡回相談・指導を実施します。	学校教育課 （学校教育係）	実施	各小学校・中学校年6回＋小学校臨時分2回、あしやすてっぷくらぶ1回の合計27回実施し、臨床心理士等の専門家からの助言を受け、支援につなぐことができた。	A	特別な支援を必要とする児童生徒や、対応に不安を抱える保護者が増加しているため、巡回相談をより効果的に活用できるよう、各学校が年間を見通した相談計画を立てていく必要がある。
63	4	継続	教育相談会の実施	こどもの発達に悩む保護者が専門家に相談できる教育相談会を実施し、発達障がいの早期発見や支援方策を見出し、就学や進路選択が円滑に行われるよう支援を行います。	学校教育課 （学校教育係）	実施	8月に発達や成長が気になるこども及び保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談会を実施した。（1回開催）	A	専門家による助言により、保護者が不安が和らぎ、安心して就学や進路選択に望めているため、今後も現在の取り組みを継続していく。教育相談会後の判定会議を充実させるため、メンバーを検討する必要がある。
64	5	継続	あしやすくすくファイルの活用	「あしやすくすくファイル」を活用し、成長や療育の経過等を把握し、支援につなげます。	学校教育課 （学校教育係）	実施	就学児健診や教育相談時に「あしやすくすくファイル」を活用し、小児科医師・臨床心理士等の専門家や学校職員と就学児及び保護者の面談を実施した。就学児健診の際に、「あしやすくすくファイル」の活用を促した。	B	就学前には、「あしやすくすくファイル」の活用はされているが、小学校入学後は活用が進んでいない現状がある。教職員への周知を図り、継続的な活用につなげる必要がある。
65	6	継続	障がい児保育の推進（再掲）	保育所（園）、認定こども園において、保育士等の加配を支援し、障がい児保育を推進します。	健康・こども課 （子育て支援係）	実施	障がい児に対する職員の加配について補助金を交付した。（交付額：5,661,000円）	A	
66	7	継続	特別支援教育の推進	一人一人の児童生徒の成長をきめ細やかに支援する体制づくりに努めます。また、芦屋町特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関との情報共有および連携強化を図ります。	学校教育課 （学校教育係）	実施	保・幼・小・中の教員だけでなく、学識経験者や特別支援学校教諭、保護者等を招聘し、芦屋町特別支援教育連携協議会を2回開催した。協議会内で情報共有を図ると共に、継続した支援がなされるよう連携強化を図った。	A	多様な立場の方から幅広く意見をいただくことで、協議内容が深まり、特別支援教育の推進に役立っている。今後は協議のテーマ選定を工夫し、協議会の一層の充実を目指す。

67	8	継続	教職員等の資質向上	障がいの有無にかかわらずこども一人一人が特性に応じた教育を受けられるよう教職員等の資質向上を図ります。また、必要に応じ介助員を配置します。	学校教育課 （学校教育係）	実施	各校の特別支援コーディーネーターを中心に特別支援教育の資質向上に努めた。必要に応じて各学校に介助員や医療的ケア児を対象に看護師の配置を行った。 介助員：芦屋中1人、芦屋小2人、芦屋東小3人、山鹿小1人（計7人）、看護師：芦屋東小2人（計2人）	A	年1回実施している芦屋町特別支援教育研修会の対象者を検討するとともに、内容のさらなる充実を図る必要がある。
68	9	継続	芦屋すてっぷくらぶの運営	放課後等デイサービス「芦屋すてっぷくらぶ」を運営し、障がいのある児童の生活能力向上のための訓練等を提供することで、障がいのある児童の自立支援、保護者の負担軽減を図ります。	福祉課 （障がい者・生活支援係）	実施	放課後や夏休み等の休業日に、個別支援計画にもとづいた日常の支援、創作的作業の提供、相談等を行い、障がいのある児童の自立支援及び保護者の負担軽減を図ることができた。（登録者数：5人）	A	利用児に応じた発達支援ができるよう、引き続き、職員の研修会への参加、巡回相談による専門職の助言等を参考に支援をすることが必要である。
69	10	継続	ホームヘルパーの派遣	保護者やこどもに障がいがある等で、育児に支援が必要な場合は、障害福祉サービスのホームヘルパーの派遣による支援を行います。	福祉課 （障がい者・生活支援係）	実施	障がいのある保護者に対する育児支援の目的で、ホームヘルパーによる支援を行った（国の通知にもとづき支給決定を行った）。	A	障がいの種類や状態により支援方法は異なるため、新規利用希望者がいる場合は、相談支援専門員と連携し、対象者に必要な支援を決定していくことが必要である。
70	11	新規	特別児童扶養手当の支給	精神または身体に障がいがある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します（認定・支給は福岡県）。	健康・こども課 （子育て支援係）	実施	対象世帯からの申請受付など、必要な事務処理を行った。（受給者数：30人（支給停止中含む））	A	

【施策4】不登校や悩みを抱える児童生徒等に対する取り組みの推進

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
71	1	新規	ほっとルームの設置	集団活動になじめない生徒が利用する居場所「ほっとルーム」を中学校内に設置します。	学校教育課 （学校教育係）	実施	中学校内に「ほっとルーム」を設置し、教室に上がれない生徒等の受入を行った。	A	ほっとルームの担当教員が固定されていないため、支援が単発的なものとなっていた。今後は校内教育支援センターと一体化させることで、継続性のある一貫した支援を行う必要がある。
72	2	新規	教育支援センターの設置	中学校内・校外に教育支援センターを設置し、不登校等の児童生徒の社会的自立に向けたサポートを行います。	学校教育課 （学校教育係）	実施	学校外に芦屋町教育支援センター、中学校内に校内教育支援センターを設置し不登校生徒の受入れを行った。教育支援センター5人、校内教育支援センター2人	A	小学校の不登校児童が増加しているので、小学校の不登校児童が芦屋町教育支援センターに通所しやすい環境づくりを行うとともに、小学校内に校内教育支援センターを設置する必要がある。
73	3	新規	教育相談の実施	いじめ、不登校、学校での悩みなどを抱える小中学生とその保護者に対して相談支援を行います。	学校教育課 （学校教育係）	実施	様々な悩みを抱える児童生徒と保護者に対して、学校教育課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対策相談員等で相談支援を行った。	A	児童生徒や保護者の相談内容が複雑化してきているため、専門家や関係機関との連携を強化し、より適切な相談支援を実施する。
74	4	新規	こどもに関わる専門相談体制の整備	児童生徒および保護者がスクールカウンセラーや不登校対策相談員、こころの教室相談員などに相談できる体制を整備します。	学校教育課 （学校教育係）	実施	児童生徒及び保護者の悩みの内容に応じて、スクールカウンセラーや不登校対策相談員、臨床心理士などにつないで、相談できるようにした。	A	スクールカウンセラーや臨床心理士は訪問日が決まっているので、急を要する相談内容の場合、学校間の調整を行い、できるだけ早期対応できるようにしていく。
75	5	新規	非行防止教育等の推進	警察等の関係機関と連携して少年非行情勢に直結・即応した非行防止教室を開催します。	学校教育課 （学校教育係）	実施	各学校、警察やNPO法人「子どもとメディア」、性暴力アドバイザーと連携して、薬物乱用防止教育や情報モラル教育、性暴力予防教育を実施している。	A	犯罪やSNSによるトラブル、性暴力などが増加・多様化、低年齢化しているため、専門家との連携をさらに強化し、発達段階に応じた非行防止教育を継続的に実施する必要がある。
76	6	新規	「社会を明るくする運動」の一層の推進	非行や犯罪に及んだこどもや若者等の再犯の防止等について、町民の関心と理解を深めるための事業を推進します。	福祉課 （障がい者・生活支援係）	実施	・7月の強調月間に合わせて、広報あしやに「社会を明るくする運動」の記事を掲載した。 ・7月5日（土）遠賀町で「75回社会を明るくする運動　第5回遠賀・中間地区推進大会」を開催した。	A	

【施策5】いじめ・自殺の予防

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
77	1	新規	いじめ防止対策の強化	いじめアンケート等を活用し、いじめの早期発見・早期解決に向けた取り組みを推進します。	学校教育課 （学校教育係）	実施	1か月に1回いじめアンケート（無記名）を、学期に1回学校生活アンケート（いじめを含む）を実施及び面談を通して、いじめの早期発見・早期解決に努めた。	A	言葉で表出できないこどもの状況把握が難しい。心の健康観察等を通して、複数の目で日常の様子を丁寧に見守り、こどもの心の変化に気づき必要な支援につなげていくことが大切である。
78	2	新規	いじめの長期化・重大化防止等の支援	福岡県いじめレスキューセンターや学校教育課等と連携し、いじめの解消に向けた支援を行います。	学校教育課 （学校教育係） 健康・こども課 （こども家庭センター）	実施	（学校教育係） ・令和7年度については、いじめレスキューセンターと連携した事案は発生していない。学校を通じていじめレスキューセンターの周知を行った。 （こども家庭センター） ・ホームページで周知を行った。 ・支援を必要とする場合はチラシを配布した。	A	
79	3	継続	スクールソーシャルワーカーによる相談支援（再掲）	スクールソーシャルワーカーを配置し、小中学校の児童生徒一人一人の心理面のケアや家庭の相談支援を行います。	学校教育課 （学校教育係）	実施	町雇用のスクールソーシャルワーカーを1人配置し、学校での相談活動や家庭訪問を通して、福祉的視点から多様な支援方法を用いて問題解決を図った。	A	こどもの悩みや保護者の問題は多様化しており、スクールソーシャルワーカーによる相談支援を必要とする家庭は今後さらに増加すると予想される。4校の実態を踏まえ、適正な配置を進めていく必要がある。
80	4	新規	自殺予防教育の推進	学習指導要領（道徳）に従い、生命を尊重する心を育むことを目的とし、道徳における「生命の大切さ」等をテーマとした授業を実施します。	学校教育課 （学校教育係）	実施	小中学校で、道徳の年間計画をもとに、「生命の大切さ」をテーマとした授業を、また、学級活動で「SOSの出し方に関する教育」を実施した	A	単発的な授業で終わらないように、自殺予防教育の年間計画を作成し、専門家と連携した、継続的な自殺予防教育を行う必要がある。
81	5	新規	ゲートキーパー養成事業	自殺のサインに気付き、声かけや見守りなど必要な支援を行うことができる人材を育成するため、ゲートキーパーの養成研修を行い、自殺予防に取り組みます。	福祉課 （障がい者・生活支援係）	実施	R8.1.20 ゲートキーパー養成研修会を開催した。 対象者：民生委員・児童委員 受講者：30人（民生委員24人、社協2人、町職員3人）	A	住民に寄り添い様々な相談を受け、第一線で活動する民生委員・児童委員に対しゲートキーパー研修会を実施することは有効であると考えるため、今後も継続していくことが必要である。
82	6	新規	若年者への自殺予防に関する啓発事業	広報あしやに若年者の自殺対策に関する特集記事を掲載するほか、二十歳のつどいで自殺予防のパンフレット等を配布し、啓発を行います。	福祉課 （障がい者・生活支援係）	実施	・広報あしや9月号で「自殺予防週間」について、3月号で「自殺対策強化月間」について記事を掲載した。 ・R8.1.11　二十歳のつどいで自殺予防のパンフレットなど配布　101人	A	相談窓口や心が落ち込んだ時の対処法等を広報やパンフレットなどで継続して周知し、意識の醸造を図っていくことが必要である。

【施策6】ヤングケアラー、性的マイノリティへの支援

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
83	1	新規	ヤングケアラーへの支援推進	ヤングケアラーは、家庭内の問題であり、表面化しにくいため、福祉・医療・教育等の関係者が連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添って、家庭全体の支援の観点から対策を推進します。	健康・こども課 （こども家庭センター）	実施	・ホームページで周知を行った。 ・R8年2月、小学校、中学校にポスター掲示、チラシ配布を行った。	A	
84	2	新規	性的マイノリティのこども・若者に対する理解促進	学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育むとともに、多様な性に対する理解を深めるための啓発や相談できる窓口の周知を行います。	学校教育課 （学校教育係） 生涯学習課 （社会教育係）	実施	（学校教育係） 社会科公民的分野において「SOGI」、「性的マイノリティ」、「LGBT」に関する指導を行った。また、人権学習を通じて他者を思いやり人権を尊重することの大切さについて指導を行った。 （社会教育係） 性的マイノリティ（LGBTQ+等）をはじめとする多様な性について、町民の正しい理解と認識を深め、偏見や差別のない、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現を図るため、広報紙を活用した啓発を実施した。	A	（学校教育係） 性的マイノリティに関する指導については、社会の動向や当事者が抱える困難さなどについての理解を深めるための資料の充実等を図る必要がある。 （社会教育係） 多様な性に対する理解がさらに深まるよう啓発していく。

【施策7】犯罪などからこども・若者を守る取り組み

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
85	1	新規	生命（いのち）の安全教育の推進	生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身につけるための「生命の安全教育」を学校等で実施します。	学校教育課 （学校教育係）	実施	道徳の時間を通じて、小学校では「生きることのすばらしを知り、生命を大切にする」「生命の尊さを知り、生命あるものを大切にする」「生命のつながりを理解し、生命を尊重する」ことを指導した。中学校では「生命の連続性や有限性などを踏まえ、かけがえのない生命を尊重する」ことを指導した。	A	特別活動の学級活動（2）における「よりよい人間関係の形成」等との関連を図った指導の充実により、道徳で培った心情を日常生活で行動化できるようにすることが求められる。
86	2	新規	人権相談窓口の周知	こどもの人権問題を始めとした様々な悩みに関する相談に応じる「こどもの人権110番」「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」「こどもの人権SOSミニレター」「LINEじんけん相談」などの周知を図ります。	福祉課 （障がい者・生活支援係）	実施	・広報あしや8月号で「こどもの人権110番」について記事を掲載した。 ・「全国一斉「こどもの人権相談」強化週間」について、庁舎内にポスターを掲示した。	A	
87	3	継続	防犯パトロールや見守り活動の推進	防犯パトロールや、青パトによる町内巡回を行い、不審者の監視強化や犯罪抑止強化を図ります。また、青少年健全育成町民会議によるあいさつ運動や見守り活動、夜間巡回への支援などを通して、青少年の安心・安全なまちづくりを推進します。	環境住宅課 （地域振興・交通係） 生涯学習課 （社会教育係） （公民館・文化係）	実施	（地域振興・交通係） ・庁外へ出る際、青パトによる「ながら防犯」を実施した。 ・月1回夜間に折尾警察署と協働パトロールを実施した。 （社会教育係） 毎月第3金曜日に2市4町協働パトロール（折尾警察署管内）を実施した。 不審者が発生した際には、随時パトロールを実施し、各媒体を活用し不審者情報を配信した。 （公民館・文化係） 青少年健全育成会議による月2回のあいさつ運動、登下校時も見守り活動、校区ごとの夏期及び冬期の夜間巡回活動の支援を行った。また、「みまもり隊」の登録者名簿の見直し、新規協力者の募集を行った。	A	（地域振興・交通係） ・街頭犯罪の減少、特殊詐欺の増加により、R8年度は折尾警察署との防犯パトロールが年4回となる。町は街頭犯罪の再増加防止のため、毎月の青パト巡回を継続して行う。 （社会教育係） 安心・安全なまちづくりの実現のため、パトロールを実施していくとともに、町内の不審者情報を、町のホームページ、公式LINE、KBCテレビのdボタンなどを活用し情報発信していく。 （公民館・文化係） 担い手の固定化、高齢化の傾向がある。取り組みの継続と併せて新たな担い手が確保できるよう、町民会議の活動支援と啓発を行う。

88	4	継続	通学路における安全対策の推進	児童生徒の通学路における危険箇所の点検・確認等を行い、学校、地域、家庭が一体となって犯罪・事故が起こらない生活環境の整備を推進します。	学校教育課 （学校教育係） 生涯学習課 （公民館・文化係）	実施	（学校教育係） 令和7年度に5カ所の危険個所の報告があり、関係機関と協議を行い改善を行った。内、1カ所の合同点検を道路管理者および警察、関係部署と合同点検を実施して、対応の協議を行ったうえで、改善を実施した。 （公民館・文化係） 青少年健全育成町民会議と連携し、月2回のあいさつ運動や、校区ごとの夏期及び冬期の夜間巡回等の際に通学路の危険個所の確認を行った。	A	（学校教育係） 学校や地域、関係機関と連携をすすめ、安全対策を推進する必要がある。 （公民館・文化係） 担い手の固定化、高齢化の傾向がある。取り組みの継続と併せて新たな担い手が確保できるよう、町民会議の活動支援と啓発を行う。
89	5	継続	こども110番の家の普及	こどもの緊急避難場所となる「こども110番の家」の普及を行い、地域による防犯体制の強化に努めます。また「こども110番の家」の登録者の増加を図ります。	生涯学習課 （公民館・文化係）	実施	青少年健全育成会議では「こども110番の家」の登録者名簿の見直しと新規協力者の募集を行った。	A	現在の登録者は高齢者が多く、若年層は共働きなどの理由から登録につながらない状況にある。町民会議と連携し、引き続き新規登録者の募集や普及啓発に取り組む。
90	6	継続	防犯設備の整備・点検	防犯街灯を適正に管理するとともに、防犯カメラの設置等、防犯設備の整備を推進します。	環境住宅課 （地域振興・交通係）	実施	・防犯街灯の修繕・管理を行った。 ・防犯カメラ設置補助金の制度を継続し、住宅の防犯カメラ設置を推進した。（申請件数：10件）	A	
91	7	新規	交通安全教育の推進	警察等と連携し、児童生徒を対象とした参加・体験型の交通安全教室を開催します。	学校教育課 （学校教育係）	実施	小学校においては年度当初に折尾警察署の方を招聘し、第1学年で横断歩道の渡り方、第4学年で自転車の点検、安全な運転の仕方について交通安全教室を実施した。中学校においては、全学年を対象に自転車の点検、安全な乗り方について、年間を通じて断続的に交通安全教室を実施した。	A	道路交通法の改正を踏まえた日常の自転車の正しい運転の仕方について徹底した指導を継続的に行って行く必要がある。

【施策8】多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
92	1	新規	幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続の推進(再掲)	遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼保小連絡会の充実を図り、幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続を推進します。	健康・こども課 (子育て支援係) 学校教育課 (学校教育係)	実施	(子育て支援係) ・町内の私立保育所、幼稚園、認定こども園で実施する小学校との取組に対して、運営費の小学校接続加算認定を行った。 (学校教育係) ・保幼小連絡会を2回開催した。1学期は、保育園・幼稚園の教員が小学校1年生の授業参観をし、幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続のための取組についての協議やこどもの様子の情報共有を行った。3学期は、小学校の教員が保育園・幼稚園を訪問し、入学予定のこどもの参観と情報共有を行った。	B	(学校教育係) 小学校教員による保育園・幼稚園への訪問は全園を対象として実施されている一方で、保育所・幼稚園の教員による小学校の授業参観は、年間で1校のみの実施となっている。そのため、3校すべてを参観できるように日程を工夫するとともに、幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続を図るための取組について、協議内容の一層の充実を図る必要がある。
93	2	継続	親子体験型事業の実施	親子体験型事業を実施し、親子でのふれあい、家族の大切さを学ぶ機会を設けます。	生涯学習課 (社会教育係)	実施	非日常での協同体験を通して、家庭教育力の向上を図るため、親子で体験活動を行うチャレンジキャンプを実施した。	A	定員を超える希望があったことから、より多くのこどもたちに機会を提供するため、内容を充実し実施する。
94	3	継続	文化や歴史を学ぶ機会の提供	芦屋釜の里での茶道体験等を通じ、町の文化や歴史を学ぶ機会を設けます。	学校教育課 (学校教育係)	実施	芦屋釜の里での呈茶体験を小学校3年生～中学生で実施し、シビックプライドの醸成に努めた。	A	呈茶体験で学んだ、芦屋の文化や歴史を他者に発信するなどの活動を位置付ける等により、さらにシビックプライドの高揚を図ることが求められる。
97	6	継続	公園の整備	子育て世帯が利用しやすく、安心してこどもが遊べる公園整備に努めます。	環境住宅課 (環境・公園係)	実施	・公園遊具点検を実施し、点検結果に基づき不良個所の整備を実施した。 (前回は令和4年度に実施。令和7年度から毎年実施) ・毎月職員による日常点検や、社会福祉協議会・老人クラブへ清掃委託を行い、清潔で安全な公園となるよう努めた。	A	
98	7	新規	国際交流の推進	中学生の海外ホームステイ事業を行い、国際的な感覚や異文化への関心を高めるなど、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成します。	学校教育課 (学校教育係)	実施	実践的な英語コミュニケーション能力の向上を図るとともに、ホームステイを通じてその国の文化、習慣等の異文化に触れることで、国際的感覚を学び、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成することを目的として、オーストラリアに9人の生徒を派遣した。	A	ホームステイ参加者からホームステイを経験して学んだことを発表・共有できる場を設けるようすすめていきたい。
99	8	新規	持続可能な開発のための教育(ESD)の推進	学習指導要領に基づき、学校における「持続可能な社会の創り手」を育成します。	学校教育課 (学校教育係)	実施	小中学校に社会科の学習で、よりよい生活環境を築くための「環境保全と開発」、「持続可能な経済活動・社会の形成」等について指導した。また、理科の学習においては、「生き物のつながり」、「地球温暖化や生態系の保全」」等の指導を行った。	A	持続可能な社会の形成することを自分事として捉えることができるよう、体験活動を位置付けた指導等を工夫することが必要である。
100	9	新規	STEAM教育の推進	こどもたちの探究的な学びを支援するSTEAM(科学・技術・工学・芸術・数学)教育を推進します。	学校教育課 (学校教育係)	実施	小学校の理科、中学校の技術におけるプログラミングの学習を通じてSTEAM教育を推進した。	A	プログラミングに関する指導時間数が十分確保できないため、総合的な学習の時間等に組み込むなど、教育課程編成の工夫が必要である。

芦屋町こども計画　令和7年度実施状況

■各担当課での取り組み事項の評価等　※概要版P8

＜基本目標4＞こどもを産み育てやすい環境づくり

【施策1】子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【評価】A ・・・ 概ね目標を達成できた　B ・・・ やや不十分であった C ・・・ 不十分であった　D ・・・ 未着手である

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
101	1	継続	子ども医療費の助成	0歳から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までを対象に、医療費の自己負担額を助成します。	住民課（保険年金係）	実施	0歳から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までを対象に、通院・入院の自己負担額を無料とした。 R7実績：55,560,342円(1,632人)	A	
102	2	新規	児童手当の支給	高校生年代までの児童を養育している家庭に対して、子育てに係る経済的負担の軽減を目的として、手当を支給します。	健康・こども課（子育て支援係）	実施	対象世帯へ児童手当を支給した。(受給者数：805人)	A	
103	3	継続	保育料の軽減(再掲)	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼児教育・保育無償化の対象外となるこどもに対し、国の基準を下回る保育料を継続します。	健康・こども課（子育て支援係）	実施	令和7年4月から、第2子以降の保育料を無償化するとともに、第1子の保育料の軽減幅を拡大した。	A	
104	4	新規	学校給食費の無償化	保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に貢献することを目的に、町内小中学校の学校給食費を無償化します。	学校教育課（学校教育係）	実施	子育て世帯の負担軽減を図るため、給食費負担軽減事業を実施して、小中学校の給食費の無償化を行った。	A	令和8年度から国・県による小学校を対象とした負担軽減交付金事業が開始するが、中学校は未定のため早期の開始に向け要望等を行っていく。
105	5	継続	小中学生の通学費の補助	町内に居住する小中学生が公共交通機関を利用して通学する場合に、定期券購入額の半額を補助します。	学校教育課（学校教育係）	実施	町内に居住する小中学生でバス等の公共交通機関を利用して通学する児童生徒に対して、定期券購入額の半額を補助した。補助件数59件	A	
106	6	継続	高校生等の通学費の補助(再掲)	高校生等が公共交通機関を利用して通学する場合に、定期券購入額の半額を補助します。また、公共交通機関を利用しない場合でも、その他通学に係る負担軽減を目的に年間2万円を補助します。	学校教育課（学校教育係）	実施	通学に係る負担軽減を目的に、定期券半額補助については537件。2万円補助については、74件の補助を行った。	A	

【施策2】家庭、地域でこどもを育む環境づくり

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
107	1	新規	妊婦のための支援給付の実施	出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担を軽減するため、妊婦のための支援給付を実施します。	健康・こども課（こども家庭センター）	実施	妊婦のための支援給付金(妊娠届出時)を68人、妊婦のための支援給付金(胎児の数の届出時)を63人に給付した。	A	母子手帳交付時と赤ちゃん訪問時に周知し、引き続き対象者全員に給付できるように努める。
108	2	継続	出産祝金の交付	出産した家庭にお祝いとして、第1子5万円、第2子10万円、第3子以降20万円の祝金(商工会発行の商品券)を交付します。	健康・こども課（子育て支援係）	実施	出産祝金については46件の申請があり、5,750,000円分の商品券の交付を行った。(申請率約69%)	A	令和8年度以降の参考のため、アンケート調査を実施する。
109	3	継続	スポーツを通じた世代間交流の推進	こどもや地域住民に対して運動する機会の提供に努めるとともに、スポーツを通した地域コミュニティの醸成を図ります。	生涯学習課（社会教育係）	実施	レクリエーションスポーツを通じて、楽しくふれあいながら運動し、校区を超えた児童の相互親睦を図るため、キッズスポーツフェスタを実施した。また、体育協会などと連携した各種スポーツ大会を実施した。 町民体育祭は、グラウンド改修工事のため中止した。	A	町体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員や関係課などとの連携を図る必要がある。 町民体育祭は、実施内容(競技や周知方法など)に課題があり、内容の再考が求められている。また、スポーツ推進委員などイベント運営の担い手の確保も高齢化などで難しくなっているため、実施内容や事業の見直しを検討していく。

110	4	継続	地域子育て支援拠点事業(再掲)	子育て支援センター「たんぽぽ」において、子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行います。	健康・こども課 (こども家庭センター)	実施	子育て支援センターで、センター職員のほか保健師による育児相談、管理栄養士による栄養相談等の相談事業を実施した。また、月2回の日曜開所を行った。	A	適切に相談支援ができる体制づくりに努める。	
111	5	継続	子育て世帯の定住支援	子育て世帯の定住を促進するため、新たに民間賃貸住宅に転入する子育て世帯に対し、芦屋町子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金(商工会発行の商品券)を交付します。	環境住宅課 (住宅係)	実施	子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金について、新規6件、継続6件、合計12世帯に対して補助金の交付を行った。	A	令和7年度まで窓口のみの申請となっていたが、申請者の利便性向上のため、令和8年度から継続申請に関しては電子申請を導入する。	

【施策3】男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

	取組番号	新規・継続	取組	内容	担当	年度 R7	R7年度取組結果	評価	今後の課題と改善策等
112	1	継続	子育て支援サービスの実施(再掲)	延長保育事業、病児・病後児保育事業等、多様な子育て支援サービスの実施と利用しやすさの向上に努めます。	健康・こども課 (子育て支援係)	実施	各事業は町ホームページのほか、必要に応じて窓口案内を行った。 【延長保育、一時預かり、子育て短期支援、学童クラブ】 ・利用希望者に対して不足なくサービス提供が行われた。 【病児・病後児保育事業】 ・遠賀郡(芦屋町・遠賀町・岡垣町・水巻町)及び中間市の共同で、おんが病院にて実施した。(利用者数:5人)	A	
113	2	継続	男女共同参画の推進	「第3次芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づき、働きやすい職場環境の充実、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発および情報提供に努めます。	生涯学習課 (社会教育係)	実施	男女共同参画週間(6/23～29)に合わせ、広報紙に啓発記事の掲載と相談窓口の紹介を行った。中央公民館にて、啓発パネル展示を行った。 住民を対象とした研修会を実施した。 男女共同参画の啓発チラシを、各自治区へ配布した。	A	住民向け男女共同参画研修の参加者増加を図るため、内容を検討していく。